

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

3) 分校・分教室教育期

1940年代になると、「患者児童」のための教育施設は新たな段階を迎える。地域の公立学校の分校へと、その位置づけを変えていくのである。1942（昭和17）年には、大島学園と楓学園（大島青松園の「未感染児童保育所」）を国民学校令に基づく養護学級として大島分教場に統合し、「庵治第二国民学校」が開設された。1944（昭和19）年には、愛生学園が裳掛国民学校第二分教場となり、翌年には、光明学園が裳掛国民学校第三分教場として岡山県知事より認可されることとなった。

療養所の教育・保育状況は不十分であり、施設側としても同様の認識を持っていた。1941（昭和16）年7月に出された癩予防協会の『癩の根本対策』のうちの「患者の教育施設及保育事業の改善」の項目では、「所内に於て之に対応したる義務教育を授けつつあるも尚甚だ不完全」で、国民学校令の制定をふまえて「速に之が施設の拡充を必要とす」と述べられていた。後述する「未感染児童」への保育事業についても、国民学校令の制定をふまえ、「将来社会生活を営む上に遺憾なき教育、特に職業補導を必要」としており、施設の充実を「極めて緊要」な課題であると認識していた。だが、「教材費などの予算は皆無で、全体の物品費などから捻出している状態で、国も施設も入所児童に対して、正規の教育を受けさせることなど念頭になく、専門的な分野の授業は到底望むべくもなかった」（全国ハンセン病療養所入所者協議会：2001）。

こうした状況が大きく変化するのは第二次世界大戦後であった。療養所内の教育施設が学校教育法に基づく公立小中学校の分校として、正式の教育施設として位置づけられることになった。本校からきた派遣教員による教育が始まるのである。それまでの患者教師は、「補助教師」として本校からの派遣教員の補佐をおこないながら、次第にその役割を終えていくことになった。

1948（昭和23）年には、長島愛生園において裳掛小中学校第二分校、邑久光明園において裳掛小中学校第三分校が発足した。これを皮切りにして、1949年には栄小学校・合志中学校分校（菊池恵楓園）、翌年には西俣小学校・大始良中学校星塚分校（星塚敬愛園）、1951（昭和26）年には新田村立小中学校葉の木分校（東北新生園）、琉球政府立澄井初等中等学校・附設若竹幼稚園（沖縄愛楽園）、翌年には琉球政府立双葉小中学校（奄美和光園）、琉球政府立宮古南静園小中学校（宮古南静園、2年後に宮古稲沖小中学校と改称）、新城小中学校二葉分教室（松丘保養園）、1953（昭和28）年には、富士岡中学校駿河分校（駿河療養所）、東村山町立化成小学校全生分教室・東村山中学校全生分教室（多磨全生園）が開設された。

全生園の場合、1953（昭和28）年に東村山町の教育関係者が来園し、自治会との懇談を行った。自治会は、全生学園を名目だけの分校という位置づけにするのではなく、教師派遣などの援助をしてほしいと要請している。これを受けて、同町教育委員会は、厚生省と東京都教育委員会に対し全生学園を同町小中学校の正式分校として昇格するよう認可申請した。軽症患者らによる従来の学園教師（患者教師）では、永年隔離されていることから社会的にも教育的にも一般社会とは認識がかけ離れていること、この教育力では子どもたちが進学・社会復帰するときに町の卒業生より能力が劣ること、が理由としてあげられた（『毎日新聞』1953年2月27日付）。小中の分校・分教室では、「つとめて正規の教科課程を履修せしめる方途」がとられながら、それぞれ学校長の監督の下に、「園および児童・生徒の特殊環境」に即して授業が行われることになった（下田佐重1962）。

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

だが、「国は、入園者の子供に対する教育事業というのは、昭和 26 年まで一切の予算の示達もございませんでした。その間、私ども患者経費の中から必要な教材費を支出しておりまして、学校教育への支援を行ってまいりました。国は、もっと積極的にこうした児童の教育に力を入れてほしかった、私どもはかように思っておるわけでございます」（第 16 回検証会議：池内謙次郎氏証言）との証言にもあるように、義務教育の実施段階になっても、子どもや教師たちにとっては困難な教育環境であることに変わりはなかった。一般物品費などから支出していた教育の費用が教材費としてようやく予算化されるようになったのは 1950 年代に入ってからのものであった。こうした学習権の保障措置が十分機能しなかった要因としては、療養所を管轄する厚生省と学校を管轄する文部省の「縦割り」の壁の問題も考えられよう。

その後、全生園の患者自治会では、分教室を最後の児童教育の拠点と考え、「入所児童に対する奨学助成金給与等に関する請願書」を市議会に提出するとともに、市教育委員会にも陳情を行った。1965 年 10 月に行われた市の教育充実大行進にも入園者 20 名が参加した（多磨全生園患者自治会 1979）。同年 12 月には、市議会において「多磨全生園入所児童の教育に関する請願」が審議されている。テレビ 1 台の購入や図書の整備などの要望に対して、議会では、市の行政に大きな支障をきたす予算ではなく「もっとあたたかく考慮」すべきとの意見もあがったが、現状においては請願趣旨に沿うことは困難であるとして不採択となった（東村山市 2002）。1966 年 9 月からは、市からの派遣教師が小中 1 名ずつ増員となり、教材費も正式に予算化されることとなった。また、予算化の実施にともない、1 学期は遠足、2 学期は社会見学、3 学期は劇（または映画鑑賞）が実施されていくようになった（多磨全生園患者自治会：1979）。

1955 年には岡山県立邑久高等学校定時制課程新良田教室が設置され、高等学校への進路保障がなされていくが、1960 年前後になると、発症率の低下や社会復帰が進む中で、生徒数減少にともなう廃校手続きがとられていくようになる。全生園では、1975（昭和 50）年には青葉小学校全生分教室が閉鎖され、4 年後の 1979（昭和 54）年 4 月には、最後の中学生 2 名が岡山の新良田教室へ落ち、東村山中学校全生分教室が閉校した。開園 70 年目に子どもはいなくなった。分教室が認可されてから 66 名が就学し、そのほとんどが社会復帰していった。閉校を記念して、校庭の片隅には「出発」と題した記念碑が建てられた（東村山市 2002）。そして、1987（昭和 62）年の新良田教室の閉校によって、ハンセン病にかかわる子どもたちの教育施設は、その役割をすべて終了することとなった。

2. 教育の目的と子どもたちの生活

1) 求められた「学力」

子どもたちは、少年少女舎（寮）で、「お父さん」「お母さん」と呼ばれた寮父母らを含め、数名での雑居生活を行った。長島愛生園では、成人の一般舎から離れたところに少年少女寮が建設され、園長の光田健輔によって「望ヶ丘」と命名された。

1931（昭和 6）年に設置された「全生学園」では、小学校令に準拠した「普通教育」の実施を目的とするとともに、中等教育課程も設置された。教科目は、修身・国語・算術・地理・国史・理科・図画・手工・農業・唱歌・体操であり、女子のみに手芸、そして特別科としてエスペラントが設け

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

られ、これらの科目が授業として行われるものとされていた。対象となったのは、満6歳以上の「無就学」者か、義務教育を受けていない者、青年男女の希望者であった（「全生学園規程」）。しかし、実際には規定のみであり、十分な教育が施されることはなく、経費的にも厳しいものがあつたため、理念と現実は大きくかけ離れていた。

子どもたちは、あくまで療養所の方針に沿った、患者の中の「中堅人物」になることが求められていた（今谷逸之助「全生学園に寄す」『呼子鳥』第9輯、1936年）。療養所のなかの世界にしかとどまることを許さず、療養所の運営にとって役に立つ者を育成しようとしていたのである。

「此の不幸な児童らの明るく生き得る唯一の環境は療養所である事を思ふ時、どんな犠牲を払つても療養所が新設拡張され、彼らに暖い手を差し伸べなければならないことを痛感する」（岸根『児童の世紀』と癩児『呼子鳥』第8号、1935年11月）とあるように、子どもたちの生活は、「無癩県運動」という隔離政策によって規定されていた。子どもたちの文芸活動も、一般社会の人びとへの「癩」の理解と同情の念を高める役割を担わされた（石橋伊八「特輯号の発刊を祝す」『呼子鳥』第8輯、1935年）。子どもたちの文芸作品には、「救癩」運動をさらに広める意図がもたらされたのである。

長島愛生園の池内謙次郎氏によれば、「当時の教育方針は、よき愛生人になりなさい」ということであつた。「いい教育方針というのは、園の体制を受け入れて、この中でおとなしく療養生活を送る」ことであり、それが「いい愛生人」であると、当時は理解していたという。授業などで「早く治療して病気が治ったら帰りたいなんていうことを書くと、なかなかいい点数はとれな」かつたのである（第16回検証会議：池内謙次郎氏証言）。

また、「新聞が読めて、手紙が書けて、園内通用券の計算ができる」ことが療養所内の学力とされていたという。つまり、生活の手段であり道具としてのみの「学力」であつた。本来、学力とは「生活を切り開き、自己実現を最終的な目的」とするものだが、療養所では、こうした「矛盾を感じた子どもは目的意識を喪失し、自棄の態度を現すか、内面的な深い悩みとなつて抱え込むか、園内独特の悪に身を投じるしかなくなる」。園内の学力は、いわば「園内通用学力」であり、それは隔離の思想と表裏一体をなすいわば、“閉ざされた学力”であつた（篠崎恵昭・清水寛1998）。このように、教育の目的とされた「普通教育」とは、「愛生人」の育成にみられるように、療養所内で生きることを前提としたものでしかなく、獲得されるべき学力もあくまで「園内通用」のものでしかなかった。それは偏つた、いびつな「普通教育」であつたのである。

2) 戦争と子どもたちの生活

子どもたちの生存と権利が最大限に侵されるのが戦争だが、この戦争の時代とハンセン病療養所の拡大・強制収容の進展とは重なつて進行していった。全生病院では1929（昭和4）年に少年少女団が結成された。戦争の展開とともに、全日本少年団が行っていた大野営にならつて、療養所の敷地内で心身の鍛錬を行うキャンプが実施されるようになった。「愛と仁義の旗しるし 進む行く手に希望あり」との全生少年団団歌を歌い、健康な子どもと同じように「健児道」に励まされることとなつた（東村山市2002）。

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

長島愛生園では、子どもたちは「朝 6 時起床、国旗掲揚、ラジオ体操。就学児童は 8 時半から食事を挟んで夕方の 3 時まで授業。卒業した男子は畑の耕作（望が丘農園）、女子は看護婦さんの手伝い。午後は、幼い子や障害のある子供の選択、裁縫など」を行っていた。とくに元気な成年男子は「挺身隊」へ入ったが、こうした入園者への重労働は子どもの生活にも影響していった。子どもたちも重労働に従事し、療養所の運営を補完する役割を担わされたのである。「薪の運搬、田植え、ため池工事や望が丘の土地の開墾などの重労働によって、体に傷をつくったり、障害をさらに悪く・重くする子どもを多く出すことになった」（第 16 回検証会議：池内謙次郎氏証言）のである。

空襲を受けた宮古南静園では、「頭の上で地響きをする飛行機の音、そして、壕の上のアダシの木が燃え、その熱気と風にあおられた炎が壕の中に入ってきて生きた心地がせず、まるで生き地獄のようでした」、「島尻山では、マラリヤと疫病でたくさんの寮友が死亡しました」、「餓死して死んだ子どもたちもここにはいるんですね、これが私には今でも一番忘れられない」など、悲惨な状況となった（みやこ・あんなの会 2000）。

戦争一色に染められていくこの時代、「教育」の理念と現実とはますます乖離し、子どもたちの身体そのものが戦争へと動員された。教育保障が剥奪され、「子ども」らしさが喪失していく時代でもあった。

3. 「未感染児童」を対象とした“学校”のあゆみ

1) 「未感染児童」の保育施設

それでは、ハンセン病患者を親にもつ健康な子どもに対する「教育」はどのような状況であったか。こうした子どもたちへの呼称は、前述したように、「未感染児童」という用語が使用されてきた。そこには、「今は感染していないが、そのうち感染・発病するかもしれない」というニュアンスが多分に含まれており、子どもたちは差別の対象となり、精神的な苦痛を強いられてきた。財団法人藤楓協会によれば、「この病が伝染病である建前からすれば、病気の親と同居している間に感染の機会が充分にあったと考えられ、一定の期間の発病観察が予防上必要であるとされたから、その観察中の児童を未感染児童と呼んだのであるが、（中略）この用語はこれらの児童の将来に大きな悪影響を与えるとともに、当初の一定の期間の観察が無条件に延長せざるを得ない条件がつくられていた。こうして、これらの児童は発病せずに健康に育っていったが、その就職、教育、結婚等には多くの難問題が生じたのであった」とされる（財団法人藤楓協会 1983）。

療養所の統計表では、「携帯児」（内田守 1965）と記されたほか、「癩児」（患児）に対しての「非癩児」、あるいは状況に応じて「患者携帯児」「未感携帯児」「携伴児童」などと言われる場合もあった。いずれも、差別的な認識のもとでの呼称であった。癩予防協会による『昭和十五年度事業成績報告書』（1941 年 8 月）によれば、保育施設と児童数はそれぞれ次のようになっている。楓蔭寮 90 名（長島愛生園内）、二葉寮 68 名（栗生楽泉園内）、楓光寮 50 名（星塚敬愛園内）、二葉寮 13 名（北部保養院内）、楓寮 49 名（大島青松園内）、恵楓園 38 名（九州療養所内）、宮古療養所内児童保育所 6 名で、合計 313 名に及んだ。